

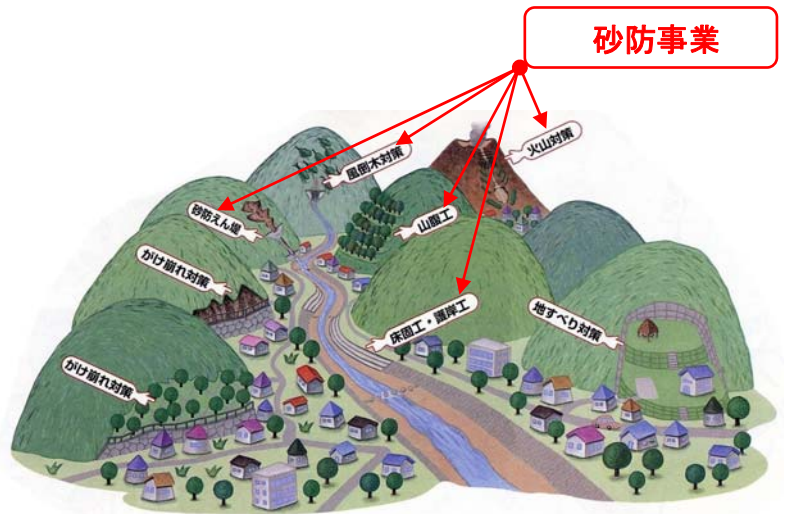
砂防指定地について

【砂防事業とは... ?】

土砂災害から国民の生命、財産を守るため、国土を保全する事業。

国土交通大臣が指定した土地(砂防指定地)に国土の保全を目的として、静岡県や国土交通省が行う事業。

国土の保全を行うために、砂防えん堤工、護岸工、山腹工等を行います。

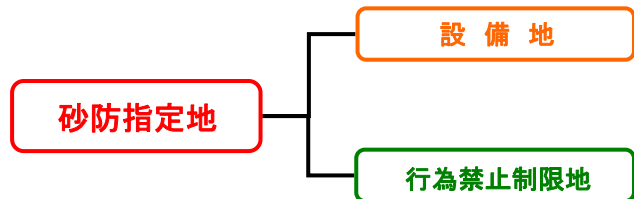


※地すべり対策、がけ崩れ対策については、別の法律による事業であり、法指定区域も砂防指定地とは異なります。

【砂防指定地とは... ?】

砂防法(明治30年3月30日施行)に基づき国土の保全のため以下の必要性がある土地。

- ・下流域への土砂の流出を防ぐための砂防設備を設置する。
- ・山地の荒廃を防止するため、一定の行為を禁止若しくは制限する。



【砂防指定地内の土地の権利】

砂防指定地内の事業用地(砂防設備を設置する土地)については、官地として県等が用地買収を行います。それ以外は、民地のままです。砂防指定地として指定するにあたっては、土地所有者の同意は法的要件とはなっていませんが、土地に制限がかかることから、土地所有者の理解を得るよう、心掛けています。制限される行為は、“砂防指定地内行為について”をご覧ください。

【砂防指定地に対する固定資産評価額の減額について】

民地であっても砂防指定地内は行為の制限を受けることから、山林については市町村長の判断で2分の1の限度内でその程度に応じた補正率で固定資産評価額の減額を実施することとしています。なお、実施時期等は、市町村長の判断によりますが、平成20年度からの完全実施を目指しています。

詳細については、各市町の税務関係課へお問い合わせ下さい。

砂防指定地内行為について

【砂防指定地になった場合の行為制限とは...?】

1. 禁止行為（条例第8条）

～静岡県砂防指定地管理条例～

砂防設備を損傷する行為

砂防設備とは、砂防えん堤、護岸工等です。

2. 制限行為（条例第3条）

次の行為を行う場合は**県知事の許可**が必要です。

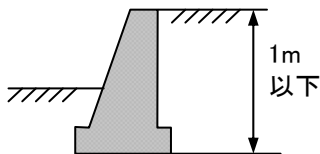
詳細は最寄の土木事務所管理担当課へお問い合わせ下さい。

(1) 施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却

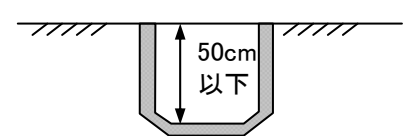
【適用除外】

① 地形の変更を伴わない場合。

② 高さ1m以下の擁壁



③ 深さ50cm以下の側溝



(2) 竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬

【適用除外】

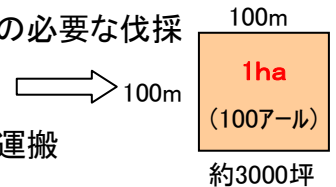
① 測量のための間伐

② 森林施業のための間伐程度の伐採

③ 自家の生活（薪、生垣等）の用のための必要な伐採

④ 植林を前提として行う1ha未満の伐採

⑤ 上記における滑り降ろし地引きによる運搬



(3) 土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為

(4) 土石又は砂れきの採取、集積又は投棄

(5) 鉱物の採掘、集積又は投棄

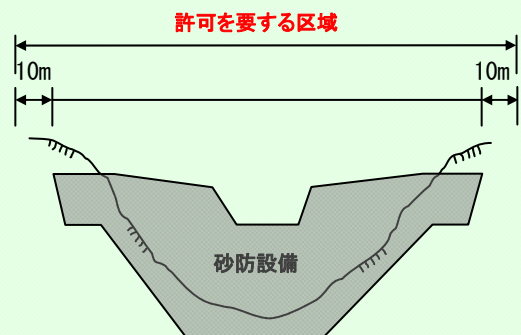
(6) 芝草の掘取り

【適用除外】

① 張替え、植替えのための掘取り

(7) 火入れ

ただし、上記に示した【適用除外】についても、砂防設備又は河川区域等の境界から10m以内の区域では許可が必要となります。



砂防設備又は河川区域等から10m以内